

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	水道局総務部管財課 （06-6616-5456）
処分課（担当）名	水道局各課・センター・場 等
処分の名称	大阪市水道事業用資産の目的外使用許可申請
概 要	地方自治法では、行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができますとされています。大阪市水道局の事業用資産についても、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる範囲の基準を定めています。
根拠法令等 及び条項	地方自治法第238条の4 水道局資産規程（昭和42年1月1日水道事業管理規程第6号） 第13条及び第13条の2 (https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html) 事業用資産の目的外使用許可にかかる審査基準等について 第1条 (https://www.city.osaka.lg.jp/suido/page/0000532646.html)
審査基準	次に掲げる(1)及び(2)の基準を満たす必要があります。 (1) 使用を許可することができる範囲の基準は次のとおりとする。 ア 公の施設の利用者、職員等当局の事業用資産を利用し、又は使用する者のため、食堂、売店その他収益を目的とした施設を設置する場合 イ 電気事業、ガス事業その他の公益事業の用に供する場合 ウ 災害その他の緊急事態の発生により応急施設として短期間にその用に供する場合 エ 国、地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において、公用、公共用又は公益事業の用に供する場合 オ 学術調査、研究その他公共目的のため、講演会、研究会等の用に短期間供する場合 カ 当局の事業用資産を使用しなければ、家屋等の新築、解体、建替等のための工事用足場、資材置場、搬入用通路等の確保が困難であり、当該事業用資産を使用させる必要がある場合 キ 広告その他事業用資産の効率的利用に資すると認められる場合において、公募により相手方を選定するとき ク アからキまでに掲げるもののほか、本市の事務事業上やむを得ない場合その他局長が特に必要があると認めるとき (2) 使用者の選考に当たっては、資力、信用等を充分調査することとし、使用を許可しない相手方の基準は次のとおりとする。 ア 当該物件の使用許可事務に携わる職員 イ 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者 ウ 大阪市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者
標準処理期間	新規の場合 40日 継続の場合 30日
経由日数	なし
提出先	事業用資産を管理する水道局各課・センター・場 等
提出時期	随時
提出方法	事業用資産使用許可申請書及び添付書類を、事業用資産を管理する水道局各課・センター・場等へ提出してください。事業用資産を管理する水道局各課・センター・場等がわからない場合は、水道局総務部管財課（06-6616-5456）までお問い合わせください。
手数料	なし（使用料は別途発生します。）
相談窓口	水道局総務部管財課（06-6616-5456）
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/suido/page/0000532646.html
備 考	

<根拠法令等及び条項>

○ 地方自治法

(行政財産の管理及び処分)

第二百三十八条の四 行政財産は、次項から第四項までに定めるものを除くほか、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、出資の目的とし、若しくは信託し、又はこれに私権を設定することができない。

2 行政財産は、次に掲げる場合には、その用途又は目的を妨げない限度において、貸し付け、又は私権を設定することができる。

一 当該普通地方公共団体以外の者が行政財産である土地の上に政令で定める堅固な建物その他の土地に定着する工作物であつて当該行政財産である土地の供用の目的を効果的に達成することに資すると認められるものを所有し、又は所有しようとする場合（当該普通地方公共団体と一棟の建物を区分して所有する場合を除く。）において、その者（当該行政財産を管理する普通地方公共団体が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。）に当該土地を貸し付けるとき。

二 普通地方公共団体が国、他の地方公共団体又は政令で定める法人と行政財産である土地の上に一棟の建物を区分して所有するためその者に当該土地を貸し付ける場合

三 普通地方公共団体が行政財産である土地及びその隣接地の上に当該普通地方公共団体以外の者と一棟の建物を区分して所有するためその者（当該建物のうち行政財産である部分を管理する普通地方公共団体が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。）に当該土地を貸し付ける場合

四 行政財産のうち庁舎その他の建物及びその附属施設並びにこれらの敷地（以下この号において「庁舎等」という。）についてその床面積又は敷地に余裕がある場合として政令で定める場合において、当該普通地方公共団体以外の者（当該庁舎等を管理する普通地方公共団体が当該庁舎等の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。）に当該余裕がある部分を貸し付けるとき（前三号に掲げる場合に該当する場合を除く。）。

五 行政財産である土地を国、他の地方公共団体又は政令で定める法人の経営する鉄道、道路その他政令で定める施設の用に供する場合において、その者のために当該土地に地上権を設定するとき。

六 行政財産である土地を国、他の地方公共団体又は政令で定める法人の使用する電線路その他政令で定める施設の用に供する場合において、その者のために当該土地に地役権を設定するとき。

3 前項第二号に掲げる場合において、当該行政財産である土地の貸付けを受けた者が当該土地の上に所有する一棟の建物の一部（以下この項及び次項において「特定施設」という。）を当該普通地方公共団体以外の者に譲渡しようとするときは、当該特定施設を譲り受けようとする者（当該行政財産を管理する普通地方公共団体が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。）に当該土地を貸し付けることができる。

4 前項の規定は、同項（この項において準用する場合を含む。）の規定により行政財産で

ある土地の貸付けを受けた者が当該特定施設を譲渡しようとする場合について準用する。

- 5 前三項の場合においては、次条第四項及び第五項の規定を準用する。
- 6 第一項の規定に違反する行為は、これを無効とする。
- 7 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。
- 8 前項の規定による許可を受けてする行政財産の使用については、借地借家法（平成三年法律第九十号）の規定は、これを適用しない。
- 9 第七項の規定により行政財産の使用を許可した場合において、公用若しくは公共用に供するため必要を生じたとき、又は許可の条件に違反する行為があると認めるときは、普通地方公共団体の長又は委員会は、その許可を取り消すことができる。

○ 大阪市水道局資産規程

（使用許可）

第13条 事業用資産は、事業施行上又は公益上必要がある場合、事業の目的及び用途を妨げない限度において、使用を許可することができる。

2～3 省略

（使用許可の資格）

第13条の2 事業用資産の目的外使用の許可をするときは、その使用許可を受ける者の資格を定めて選考しなければならない。

○ 事業用資産の目的外使用許可にかかる審査基準等について

1 審査基準

(1) 使用を許可することができる範囲の基準は次のとおりとする。

- ア 公の施設の利用者、職員等当局の事業用資産を利用し、又は使用する者のため、食堂、売店その他収益を目的とした施設を設置する場合
- イ 電気事業、ガス事業その他の公益事業の用に供する場合
- ウ 災害その他の緊急事態の発生により応急施設として短期間にその用に供する場合
- エ 国、地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において、公用、公共用又は公益事業の用に供する場合
- オ 学術調査、研究その他公共目的のため、講演会、研究会等の用に短期間供する場合
- カ 当局の事業用資産を使用しなければ、家屋等の新築、解体、建替等のための工事用足場、資材置場、搬入用通路等の確保が困難であり、当該事業用資産を使用させる必要がある場合

キ 広告その他事業用資産の効率的利用に資すると認められる場合において、公募により相手方を選定するとき

ク アからキまでに掲げるもののほか、本市の事務事業上やむを得ない場合その他局長が特に必要があると認めるとき

(2) 使用者の選考に当たっては、資力、信用等を充分調査することとし、使用を許可しない相手方の基準は次のとおりとする。

ア 当該物件の使用許可事務に携わる職員

イ 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者

ウ 大阪市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者